(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町坂元字浜一の一〇六（国有林）
(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備
(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町坂元字浜一の一〇六（国有林）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市雄勝町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　公共住宅用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町久住字川東一〇七二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市荘川町三尾河字スゲ畑四五二の一三・四五二の一四・四五三の一六・四六八の四から四六八の六まで（以上六筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町新張字トウナ洞一八八六・一九〇六の二（以上二筆国有林）、一九〇五の二、一九〇五の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市飯地町字烏帽子岩一一四三の五九、一一四三の八二・一一四三の八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市飯地町字烏帽子岩一一四三の八二・一一四三の八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町杉字若宮平二四二の一七（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二二三の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二二二四の三〇、二二二四の三一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市宇佐美字御石ケ沢三五九六の五八（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三五九六の六二から三五九六の六四まで（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町牧字牛首城山二三三の一四・二三四の三・字牧ケ尾二四〇の一五（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町伊西字コイタワ洞一一一二の二六・一一一二の二七（以上二筆国有林）、一一一二の三〇、一一一二の三一、一一一二の三三から一一一二の三五まで、一一二四三の四から一二四三の六まで、神岡町和佐保字中ノ谷一三五四の二九から一三五四の三七まで、一三五四の五三、一三五四の八三、一三五四の八四、一三五四の八六から一三五四の八八まで、一三五四の九〇から一三五四の九二まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町和佐保字ウエノサコ一三七五の六、一三七五の一〇、一三七六の五、一三七七の六、一三七七の七